

平成24年1月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成24年1月12日(木)

2 場 所 南別館3階委員会室

3 開始時間 午後1時00分

4 終了時間 午後3時30分

5 出席者

小西委員長・堀内委員長職務代理者・瓦田委員・島津委員・酒匂教育長

その他の出席者

日高教育部長・池田教育総務課長・有鳴学校教育課長・茶藪生涯学習課長・坂元文化財課長・
北崎図書館館長・川崎美術館館長・新宮都城島津邸館長・原口教育総務課副課長・東教育総務
課主幹

6 会議録署名委員

瓦田委員・島津委員

7 開会

○小西委員長

それでは、ただいまより1月の定例教育委員会を開催いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成23年12月定例教育委員会会議録につきましては、既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容についてご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長

ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。

9 会議録の署名委員の指名

○委員長

本日の会議録の署名委員に都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、瓦田委員・島津委員にお願いします。

10 教育長報告

12月定例教育委員会以降の行事について概要報告(主要なもの)

(1) 校長評価のフィードバックについて

校長評価のフィードバックについては、来週4日間に亘って教育委員の皆様には発表することとしている。昨年5月17日に学校経営ビジョンについて、各校長が各委員の前で発表したところである。各校長は、ビジョンの具現化に向けて鋭意努力しているが、昨年度は校長の評価、フィードバックについての発表の場には、委員参加はなかったところである。スタートで各学校の経営ビジョンを聴いて、その後どうなったかを委員に聴いていただくことは重要なことであると考えている。

校長の努力を聴き元気づけるためにも、御多忙な各委員ではあるが都合のつく範囲での御協力をお願いしたいと考えている。各校長は様々な悩みを持ち、自分の理想とする学校経営を目指し次へのステップへ向かっているが、自身の資質向上にもつながるものである。中にはうまくいくときもあれば、そうでないときもある。校長は学校という1つの組織の中で日々奮闘しているが、その評価、フィードバックについての発表を各委員に見ていただきたいと考えている。

(2) 平成23年度の就学指導委員からの答申について

先般、平成23年度の都城市就学指導委員からの答申をいただいた。平成24年度に入学する子の適正就学、就学に困難を伴う子には特別な支援を行う必要性等の実情、実態について報告を受けた。25人の委員の内20人が、特別支援を担当する専門の先生であった。この委員が9チームに分かれて、市内の保育園、幼稚園に出かけ、保護者や先生と綿密な就学相談を行ったところである。主に、夏と秋に就学相談を行っているが、その結果100人の子の就学相談に応じた。100人に対し、適正な就学について様々なアドバイスを行い、特別支援についても助言をしたところである。そのことにより、9割の子の適正就学について、保護者、先生、委員の意見が一致した。通常の就学が困難な知的・情緒的障がいがある場合、特別支援教室が適正である等の結果報告をいただいたところであり、その大変なご苦勞に感謝を申し上げたい。

(3) 冬期休業中の児童・生徒の状況について

1月9日に山之口中の女子が交通事故に遭った。大きな事故で、自動車が歩道に乗り上げ壁との間に挟まれたということであった。一時は命の危険もあったが、幸いにも助かり今は意識は回復し、少しずつ治療を受けているところである。その子は、バレー部のキャプテンであり、しっかりした子でチームをまとめていくすばらしい力を持っている。この子の夢の方向が変わることが心配である。昨年11月末現在、30日以上休校している不登校の子が小学生9人、中学生88人である。その内、3学期の始業式に1人出席したことは、うれしいことである。その他の子については厳しい状況であり、各学校は校長を中心に子との関わりを保ちながら指導しているところである。

○委員長

ただいまの教育長の行事報告について何か御質問等はありませんか。

○堀内委員

不登校の子については、例年と比較してどのような状況でしょうか。毎年100人程度が不登校なのでしょうか。

○教育長

例年と比較して若干少ない状況です。校長会等で、100人以下に抑えることを目標に指示しています。

○島津委員

この冬感じたことですが、暗い時に車を運転中に、中学生か高校生か解りませんでした。無灯火で道路を横切った子に2、3回出会いました。中学生、高校生の自転車のマナーが悪いと感じていますが、交通ルールを守らないと、事故に巻き込まれることもあり加害者にもなる可能性があります。小さいときからの教育が必要だと考えますが、歩行者も自転車もこのような事故が少しでも減らせるように教育の徹底が必要だと考えます。

○瓦田委員

夜に無灯火で、反射テープも付けずにいる自転車が前を横切り、怖いことがよくあります。中

学生の自転車運転については学校で教育を徹底すべきだと思います。

○教育長

自転車運転の交通ルール遵守について校長会等で改めて注意いたします。

○瓦田委員

就学相談で9割は、保護者、先生、委員の三者の意見が一致したということですが、他の1割については解決しているのですか。

○教育長

継続して就学相談を続けています。最終的に一致しない場合は、保護者の意見を重視して判断しています。

○委員長

保育園や幼稚園に入っていない子の就学相談はどのようになっていますか。

○教育長

1名については、体が不自由のため相談して、きりしま特別支援学校を希望し、ほとんどカバーはできています。小学校で就学指導を年1回実施しており、全員を対象としているためコンタクトは取れている状況です。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

1 1 議事

○委員長

本日は報告10件、議案9件です。

報告第83号「専決処分した事務の報告と承認について（平成23年度都城市教育委員会名義後援について）」、報告第92号「教育委員会会議の傍聴者を増やすための取組みの提案について」及び議案第64号「教育財産の廃止について」を審議します。

説明をお願いします。

※教育総務課長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○島津委員

教育委員会について、なかなか知られていないというのが現実ではないのかと思います。全て公表ということもできませんが、マンパワーの問題であると思いますが、教育委員会会議についてホームページや広報紙に掲載することが現実的ではないのかと思います。

○委員長

提案された白水さんには、傍聴された際にまた来ていただきたいとお話ししましたが、その後来られていない現状を考えると、どのように考えられたのかと思います。チラシを持って会議の傍聴をすることについては、歯止めをかける必要があると思いますが、市民サービスの観点から事務局の方で事前に内容が適切であるかどうかを審査し、会議終了後に教育委員に配付することも可能かと思います。

○瓦田委員

提案された白水さんが前回会議を傍聴されて、ご自身がどのように考えられたのかを考えます。会議の審議が不十分と思われたのか、その感触を知りたいと思います。会議の開催が営利目的のものではないので、これ以上の形での広報は難しいのではないかと考えます。

○委員長

提案された白水さんが前回傍聴された際には、何かチラシ等を持参されていたのでしょうか。

○教育総務課副課長

傍聴された際にチラシを持参されていましたが、傍聴人規則を見られてチラシを持参して傍聴することができないことをご存じになり、会議終了後も教育委員に配付されなかったようです。

○教育部長

市議会にも傍聴人規則がありますが、内容は重複しており、ビラ等をばらまくことは禁じています。その規則を準用して同様のものを制定しているところです。

○委員長

チラシ等の配付については、事前に事務局で受け付けをして内容を判断し、偏った内容であれば事務局から本人に説明することが必要であると思います。

○堀内委員

基本的には、公開できない情報もありますので、そういうときには慎重な対応が必要と考えます。ご意見やご要望の門戸を広げることは重要であると思いますので、そのことについては教育委員会で協議することが重要であると思います。

○委員長

原則的には会議は公開ですが、重要な案件については非公開の場合もあります。傍聴については、今後のテーマとして考えてよろしいでしょうか。

○教育総務課長

これまでは、次回の会議日程のみをホームページに掲載しておりましたが、平成24年度からは3ヶ月先までの長期の開催日程をお知らせしたいと考えております。また、広報誌を活用して、会議開催日程を含めて、傍聴人規則についての周知も図っていきたいと考えています。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは報告第83号及び報告第92号は報告通り承認し、議案第64号は提案通り決定します。

次に議案第72号「児童及び生徒の言語活動の充実と新聞活用に関する協定書の締結について」を審議します。

説明をお願いします。

※教育総務課長、学校教育課長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○島津委員

新聞活用に関しての協定書の締結については、教育委員会サイドからの申し入れだったのですか。それとも新聞社からの申し入れだったのですか。

○教育長

宮崎日日新聞社の方から、県内9市の教育長協議会へ申し入れがあったものです。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは議案第72号は提案通り決定します。

次に報告第91号「請願書について（公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求する旨の請願について）」、関連して議案第71号「請願の取扱いについての内規の制定について」を審議します。説明をお願いします。

※学校教育課長、教育総務課長より説明。

○委員長

何かありませんか。

○堀内委員

この請願は、全国的に提出されているのですか。

○学校教育課長

東京、千葉他全国に提出されたものです。

○瓦田委員

請願に対して回答の必要があるのでしょうか。

○委員長

憲法で信教の自由が保障されており、その手立てとしての教育が必要であると思います。「クリスマス」はひとつの文化であり、消すことはできないと思いますので、大局的な視点で見ていただきたいと考えます。

○学校教育課長

学校では宗教教育はできません。

○委員長

現代では、クリスマスはひとつの文化になっていると思います。

○瓦田委員

この請願に賛同するとなると、学校では偉人の伝記が教えられないことになります。

○島津委員

学校で宗教教育はできないと思いますが、クリスマスは一般常識の範囲内でやっていると思います。

○教育長

教育施策については国で決定する施策であり、市町村の立場では回答できず、その必要はないと考えます。

○島津委員

請願の取扱いについての内規で、「1」「2」以外についても議案とする場合もありますか。

○教育総務課長

市民、団体の他に、企業等からの請願ということも想定されますことから「3」を設定したところです。

○委員長

他に何かありませんか。

（意見なし）

それでは、報告第91号は報告通り承認し、議案第71号は提案通り決定します。

○委員長

次に報告第84号「夏尾小学校と夏尾中学校等の飲料水の検査結果について）」及び報告第85号「平成24年度都城市立小中学校の入学式の期日を定めることについて」を審議します。説明をお願いします。

※学校教育課長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○堀内委員

ヒ素は農業用水からのものですか。

○学校教育課長

ヒ素は自然界、鉱脈の中に存在することもあり、農業用水からと断定することはできません。

○瓦田委員

子どもたちは、学校での飲料水については、水道局の協力を得て教育委員会が届けるということですが、家庭での飲料水はどのようになっていますか。子どもたちの健康を考えると家庭の水や個人の井戸の水も検査する必要があると思います。

○学校教育課長

井戸水から飲料水として飲用している子どもたちには、毛髪検査や質問票等の健康調査を実施することとしています。個人の井戸水の検査については、個人で検査を依頼していただくことになります。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは、報告第84号及び報告第85号は報告通り承認します。

次に地域主権一括法による関連議案の議案第70号「都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第66号「都城市立図書館条例の一部を改正する条例について」及び議案第68号「都城市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について」を審議します。

説明をお願いします。

※生涯学習課長、図書館長、美術館長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

(意見なし)

それでは、議案第70号、議案第66号及び議案第68号は提案通り決定します。

次に報告第86号「平成23年度家庭での教育に関するアンケートの結果について」、報告第87号「平成23年度第30回都城市高齢者学級振興大会開催要項の制定について」及び報告第88号「都城市社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を審議します。

説明をお願いします。

※生涯学習課長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○瓦田委員

家庭での教育については、各学校との連携が重要だと思います。とくに、若い母親の子どもとの接し方については綿密な連携が必要だと思います。

○瓦田委員

高崎地区で高校生育成団体補助金がありますが、どのようなものでしょうか。

○生涯学習課長

合併前からの事業で、高校生の地域活動を支援するための補助金です。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは、報告第86号、報告第87号及び報告第88号は報告通り承認します。

次に報告第89号「菓子野町の地下式横穴墓について」及び議案第65号「指定文化財現状変更の諮問について」を審議します。

説明をお願いします。

※文化財課長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○島津委員

都城島津邸敷地内に飲食の場がありませんので、ぜひ設置していただければよいと思います。

○委員長

飲食の場の設置については、将来的な可能性を残すことが重要であると思います。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは、報告第89号は報告通り承認し、議案第65号は提案通り決定します。

次に議案第67号「都城市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例及び関連条例・規則の改正について」を審議します。

説明をお願いします。

※図書館長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○委員長

視聴覚ライブラリーの場所は、今までと同じですか。

○図書館長

平成22年度から図書館の2階に場所を変更しています。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは、議案第67号は提案通り決定します。

次に議案第69号「平成23年度都城市立美術館作品収集委員会への諮問について」を審議します。

説明をお願いします。

※美術館長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

(意見なし)

それでは、議案第69号は提案通り決定します。

次に報告第90号「都城島津伝承館史料の寄贈と寄託について」を審議します。

説明をお願いします。

※都城島津邸館長より概要説明。

○委員長

何かありませんか。

○委員長

寄贈品、寄託品の保管場所のスペースはどのようになっていますか。

○都城島津邸館長

現在、第1収蔵庫、第2収蔵庫に入っており、第3収蔵庫には入っていません。収蔵庫は、寄贈品を適正に収蔵できるように整備しているところです。

○委員長

寄贈品は選別しているのですか。

○都城島津邸館長

選別はせず、全部受け入れています。

○委員長

他に何かありませんか。

(意見なし)

それでは、報告第90号は報告通り承認します。

12 その他

○次回2月定例教育委員会日程について

日時 平成24年2月20日(月) 13時30分から

会場 南別館3階委員会室

以上で、1月定例教育委員会を終了します。